

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

群馬県吾妻郡長野原町

2. 構造改革特別区域の名称

長野原町グローバル教育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

群馬県吾妻郡長野原町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

長野原町（以下「本町」という。）は、群馬県の西北部に位置する標高600mから1,100mの観光と農業が基幹産業の中山間地域で、総面積は133.93km²、その約80%は山林である。

本町の北部は、公共施設が集約している中心地域となっており、主要国道及びJR吾妻線が通る交通の要所であるとともに、一級河川の吾妻川が利根川に向かって流れる。また、令和2年に供用を開始した八ッ場ダムは、年間約20万人が訪れる新たな観光スポットとして注目を集めており、カヌーやカヤックなどの湖を活用した多彩なアクティビティが人気となっているとともに、人の流れが生まれたことで道の駅などの観光業が活性化し、地域住民の雇用に繋がっている。

本町の南部に位置する北軽井沢地域は、浅間山の麓、標高約1,100mの高原地帯が広がり、古くから避暑地として人気のエリアである。隣接する長野県軽井沢町には北陸新幹線が通り、軽井沢駅まで車で約30分、軽井沢駅から東京駅まで約1時間とアクセスもよく、都心へ通勤している住民も少なくない。

ここ北軽井沢は、昭和23年に満州から引き上げた人々の開拓により発展してきた経緯があり、群馬県内でも有数の農業と酪農が盛んな地域である。

一方、本町の人口は戦後1955年に8,000人を超えピークとなって以降、減少の一途をたどり、2023年には5,000人になった。本町の第2期人口ビジョンでは2040年に4,700人にまで減少する推計が出されている。本町では移住定住や起業に対する支援、子育てに対する支援などの対策を講じているが、進学や就職のために、ふるさとを離れる若者に歯止めが掛からない状況である。

特に年少人口の割合が低く、小、中学校の児童生徒数の減少による教育環境の確保と効率的な施設のマネジメントのため、今春までに町立の小学校4校を2校に中学校2校を1校に再編整備した。

このように人口減少による影響は深刻な問題であると同時に、インバウンドや外国人労働者の増加による国際社会との共生は、当地域にとっても重要な課題であり、早急に対策を講じる必要がある。

多様化する社会の中で将来を担う子どもたちが、予測困難な時代をたくましく生きていくには、非認知能力やコミュニケーション能力の育成が必要であり、そのためには、公教育のみでは実現が難しいことから、民間企業との協働による、グローバルスクールの設置を実現するために、構造改革特別区域計画の認定申請を行う。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本町では、町立のこども園が2園、小学校2校、中学校1校が設置されており、本町の教育大綱において「自立と共生」を理念に掲げ、教育行政を推進している。

令和3年以降、学校規模の適正化を図るため小学校4校、中学校2校の統合を計画的に進めてきたが、令和6年3月を最後に統合計画は完了したところである。

今回申請する構造改革特別区域計画は「学校設置会社による学校設置事業（816）」の特例を活用、プリスクール（対象3～5才）及び小学校（1～6年）を株式会社による私立学校「北軽井沢森のインターナショナルスクール」として設置を予定しており、令和6年3月に閉校し、空き校舎となった旧長野原町立北軽井沢小学校を活用する計画である。

以下に、教育における現状と課題から計画の意義について記述する。

① グローバル教育の推進

本町では、学校での英語教育を充実させるため、1名のALT（外国語指導助手）を配置し、中学校1校、小学校2校を巡回し授業支援を行うとともに、こども園2園への訪問も行っている。現行の学習指導要領においては小学校5～6年生の外国語学習に加え、小学校3～4年生の外国語活動が必修化されたことで、中学校の教員が兼務で小学校の指導にあたっている。

このように教育現場での指導体制は充実しているものの、現行の学校教育において、コミュニケーション重視の英語力を高めることは難しく、より実践的な外国語教育を望む保護者が選択できる教育環境の整備が必要になっているとともに、国際社会との共生の波が広がる中で、グローバルな人材の育成が地域に求められる。

また、ALTの任用制度（JETプログラム）には任期があるため、一貫指導が難しい上に、日本語を全く話せない人材が配属される心配や日本の風習や文化を教え込むなどの負担が生じる場合がある。

これらの課題を解決するために、新たに設置される学校がその役割を担い、教育活動における実績から当地域への好循環が期待できる。

② コミュニケーション能力の育成

本町では平成4年からアメリカ合衆国モンタナ州リビングストーン市と姉妹都市を締

結し、町立中学校生徒との相互交流によるホームステイ事業を実施してきたが、新型コロナウイルスの影響で5年間の中止期間を経て、本年再開したところである。

事業にはこれまでに延べ281人（今年度の派遣生を含む）の生徒が参加し、現地での貴重な経験を通じて海外に対する理解を深めるとともに自立心の向上やコミュニケーション能力の育成に大きな役割を果たしている。なお、これまでの派遣生の中には英語教師や通訳に就くなど、職業を選択する上で大きなきっかけとなっている。

しかしながら、事業に参加する中学生の多くは学校の授業のみで、コミュニケーション英語を学ぶ環境に恵まれておらず、帰国して「会話ができればもっと楽しかった」と思うのである。新たな小学校の設置により、幼少期からコミュニケーション英語を学ばせたい保護者の選択肢を増やすことが可能となり、交流事業のより一層の充実が図れる。

また、地域の児童生徒に放課後の英語塾やシーズンスクールなど、株式会社として弾力的に開催することも可能であり、培ったノウハウが提供されることで、効果的に教育力の向上が期待できる。

③ 非認知教育の育成

教育現場においては、不登校児童生徒の増加への対応や特別支援が必要な児童生徒への指導体制に課題を抱えている。正規の配当教員数では指導体制の確保が難しいという課題があり本町でマイタウンティーチャー（町費教員）を雇用しているが、不登校児童への対応はもちろん、特性のある児童を育成するための高い専門性を持っている訳ではないため、効果的な改善のための指導には至っていない。

新たに設置される学校は、グローバル教育のみならず、PBLをベースとしたラーニング手法を用いて非認知能力を養い、長野原町教育研究会にて本町内学校の教職員に対しノウハウの共有をすることが期待できる。

本町ではさまざまな理由により学校に行くことのできない児童生徒を受け入れるため、令和7年度から「適応指導教室」の設置を計画しており、非認知能力の育成を含め新たに設置される学校との連携が期待される。

前述のように、現行の町立学校や教育体制では実現が困難な教育課程の編成や教育方針を可能にし、地域課題の解決のために当計画において実現するものである。

特に、当該地域周辺には、英語に特化した授業やグローバル教育を実践している私立学校はなく、選択肢は町立学校以外にない状況である。多様性が尊重される今日、非認知能力の育成にも注目が集まっており、神奈川県相模原市で実績のあるLCA国際小学校を手掛ける株式会社エデューレエルシーエーが新たに設置する「北軽井沢森のインターナショナルスクール」は、本町をはじめ周辺地域の関心も高く、中山間地域における町立学校との連携という点において、モデルケースとしての役割は大きい。

また、本町では令和6年度からコミュニティースクールと地域学校協働活動の一体的推進の取り組みをスタートさせており、「学校を核とした地域づくり」においても、

新たに設置される学校との協力や連携が期待される。

6. 構造改革特別区域の目標

この計画において、本町が目指すべきところは、「学校」という地域住民にとって深い思い入れのある貴重な資源を民間企業の活力により有効活用し、かつ地域の人口減少対策を含め、以下の項目により、教育課題・地域課題の解決を図る計画である。

そのために、グローバル教育において実績のある株式会社エデュレエルシーエーが運営母体となり「北軽井沢森のインターナショナルスクール」を設立し、モデルケースとして全国に波及するような取り組みに展開したい。

① 空き校舎の利活用

本町では平成30年度から学校規模の適正化を図るため、住民を代表する組織により町立学校の統廃合について検討を始め、方針に沿って進めてきた。この間、空き校舎の利活用についても本町の方針に従い、議会説明をしながら方向性を示してきたところである。

今回、株式会社による一条校の設置は、令和6年3月に閉校となった、旧長野原町立北軽井沢小学校を活用する。地域住民にとって、新たな学校が設置されることに対する期待は大きく、この計画が本町をはじめ、広域自治体の教育振興に寄与し、自治体と民間企業の協働によるモデルケースとなることを目標とする。

② 地域の活性化

本町の魅力は四季を感じられる自然の美しさにある。株式会社が設置を計画している旧長野原町立北軽井沢小学校は、浅間山の麓に広がる広大な浅間高原の一角に校舎を構える落ち着いた教育環境である。森に囲まれ、小鳥のさえずりさえも聞こえる「北軽井沢森のインターナショナルスクール」は、心安らぐ自然空間が最大の魅力の学校として発信していきたい。

この地域は、自然溢れる気候風土や首都圏へのアクセスの良さも相まって、首都圏からの移住や二地域居住のほか、昨今ニーズの高まっているテレワークなど、人気のエリアである。今回、株式会社の設置する学校は、その教育方針に賛同する子育て世代の住環境などの受け皿を確保することがポイントであり、本町が進めている移住定住施策と合わせて、民間企業との連携により、新たな教育向け居住プランを提供することで、地域課題である人口減少対策と地域経済の活性化が期待される。

また、観光の面においては、日本一の湧出量を誇り、年間370万人が訪れる草津温泉や日本を代表する避暑地で国内外から年間770万人が訪れる軽井沢町と隣接していることから、国際的な交流を通じた経済活性化の可能性も期待が膨らむことから将来的には「教育×観光」による経済活性化を目標とする。

③ 教育への貢献

当地域において、学校教育法一条校として英語イマージョン教育を行う学校が設置

されることは、これまで町立学校を中心として教育行政を推進してきた本町の教育に大きな変革をもたらすことは言うまでもなく、計画の意義で述べたように、学校間の連携や交流はこれまでの公教育の枠を超えた新たな教育の在り方への発展がなされることが期待される。また、単に言語として外国語を学ぶのではなく、自らの価値観を理解した上で相手の価値観を尊重できる人材育成により、本町の教育大綱で掲げる「自立と共生」を地域全体がグローバルな視点で目指すことで、地域の教育力の向上を目標とする。

④ 選択肢の多様化

一条校のインターナショナルスクールは、全国に29校あり、群馬県内には、「ぐんま国際アカデミー」、「フェリーチェ玉村国際小学校」の2校である。

新たな学校の設置の特徴的なグローバル教育により、多様な人材を本町で育てることによって、未来を支える人材の育成に繋がりたい。本町を含む近隣自治体の園児・児童その保護者の小学校選択において、これまでにない新たな選択肢が提供されることになる。選択肢が広がることで、本町の子どもたちはもとより、広く他地域から自然に囲まれた豊かな環境と魅力的な教育を求めて集う全ての子どもたちが、充実した学校生活を送れることは幸せなことであり、目指すべき、教育の在り方に通じる。

そして本町から社会へ羽ばたいていっても「心のふるさと」として郷土愛の醸成に繋がることが目標である。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 経済的影響

今回、設置される小学校（1学年～6学年）は、プリスクール（3歳～5歳児）を併設する計画で、各1クラス15～20人程度、約140名を予定している。これまで当地域及び周辺地域には、このような教育機関が存在せず、魅力的な教育方針を求めて、地域外からの入学希望が予想される。家族で移住する場合、北軽井沢周辺の土地や賃貸物件における経済効果が期待できる。

また、地域間移動におけるバスや鉄道など公共交通やタクシーの利用のほか、食料品をはじめ生活用品の購入などによる地域への経済効果は大きい。

一方、雇用の面では地域特性で述べたように基幹産業の観光業や農業において人手が必要な業種も見受けられており、住環境と就業支援のセットで提案したい。

② 社会的影響

閉校した学校が学校として活用されることで、これまでと変わらずに子どもたちの声が聞こえる環境は、地域住民にとって喜ばしいことである。学校は地域のコミュニティーの中心であり、思い入れが強い。そのため、民間が経営する私立学校が「地域のための学校」という位置づけにより、地域コミュニティーを形成することが、重要な要素となる。

そのため、敷地内の建物の一部を改装したカフェの様な憩いの場を開設したり、もともと地域住民が利用していた場所を開放したりし、株式会社エデュレエルシーエーが培った実績によるグローバルな進路相談や地域住民への教育相談など、公立学校にはないメリットを活かした取り組みが期待されるとともに、オープン化された交流拠点として地域へ定着していくことが望まれる。

また、インバウンドによる観光客や担い手不足による外国人労働者の増加は、当該地域においても身近となっている。このような状況でお互いを理解するためには、多様な価値観を認め合い、コミュニケーション能力を育成するグローバル教育が重要である。新たな学校が地域住民に開かれた学校となることで、その役割を果たすことが期待される。

8. 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（816）

別紙（特定事業番号：816）

1. 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社エデュレエルシーエー

代表取締役会長 山口 紀生

所在地：神奈川県相模原市緑区橋本台3-7-1

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

株式会社エデュレエルシーエー

(2) 事業が行われる区域

群馬県吾妻郡長野原町の全域

(3) 事業の実施期間

令和8年4月から（予定）

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

令和8年4月の開校に向け、学校設置認可のための手続を進めると同時に、以下のとおり校地校舎の整備、教職員の採用、児童の募集等を行う。

① 校地校舎の整備

名称：北軽井沢森のインターナショナルスクール

所在地：群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1924番地（旧長野原町立北軽井沢小学校）

令和6年12月までに本町と当該株式会社の協議により整備内容を決定する予定である。

② 教職員の採用

教職員の採用については各クラス3名体制とし校長1名、日本人教諭2名、外国人教諭2名、学習支援員2名、事務職員1名を令和7年1月に募集開始、4月採用

予定である。

免許取得状況予定は小学校免許3名（内、校長が1名）、小学校臨時免許（外国人助教諭）2名とする。学習指導に当る外国人助教諭については、普通免許所有者の採用に努めるが、採用が困難な場合臨時免許所有者を採用する。なお、臨時免許所有者を採用した場合、学校は普通免許状の取得に係る通信教育費のサポート等を実施する。

教職員採用後は、本設置校の教育方針等を熟知する期間を設けて研修を行うことにより、開校後の授業が効果的に行えるような体制を整える。

今後、学年進行と共にクラス数が増えた場合についても同様に対応する。

③ 児童募集について

令和7年1月に説明会を開始、5月に募集開始しプリスクールは1クラス20名、小学校は2クラス（複式学級）×15名で30名とする。募集学年はプリスクールについては年中、年長、小学校は1～3年生とする。但し、開校当初は生徒数確保のリスクを考慮し1年生（単式学級）、2年生と3年生は複式学級を想定するが、応募状況により全て単式学級で編成予定である。

④ 教育カリキュラム

文部科学省の学習指導要領に準拠しつつ、英語科を特設し、50パーセント以上の授業を外国人教師が英語で指導する「英語イマージョン教育」を実施する事を根幹に、予測困難な時代で生きるために必要な認知能力に加え、非認知能力を育成する「北軽井沢森のインターナショナルスクール」と位置付け、群馬県のモデルケースとなるような教育環境を創出し未来の人材を育成する。

本町の廃校を活用し「北軽井沢森のインターナショナルスクール」を実現させるために、神奈川県相模原市で実践し、培ったノウハウを生かし、実現可能なものとする。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 当該地域に存在する教育上の特別のニーズ

国際化が益々進展する中、将来英語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的な英語力習得や国際的なコミュニケーション能力を身に付けるカリキュラムの構築など、より高いレベルの教育を望む児童・保護者も増えており、幼稚園や小学校など早い段階から英語力や国際的コミュニケーション能力を身に付けられる教育環境が求められている。

(2) 当該株式会社の設置する学校が当該ニーズに対応する教育を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含めた具体的な内容

株式会社エデュレエルシーエーは平成3年、幼児から高校生を対象に、学習指導及

び英語を中心とした語学指導の実施を目的に設置された。今日まで、約30年間にわたる教育活動を通じ、各年代における指導のノウハウを蓄積してきている。

特に、平成12年度からは、3歳から小学校に就学するまでの幼児を対象とした「日本文化を基本に捉えた英語イマージョン教育」によるプリスクール（幼稚部）を継続運営しており、在園中は基本的に全て外国人指導者の指導を受け、英語を使って過ごすという本計画の基礎となる指導方法を実践しており、小学校運営に関しても、このノウハウを発展・応用させて成功している。

また、当該株式会社が運営することにより地域のニーズを迅速に捉え、的確に教育サービスの内容に反映するなど、民間企業の意欲とノウハウ等を活用して、創意工夫された教育サービス「北軽井沢森のインターナショナルスクール（非認知能力を育む学校）」を提供することができる。

（3）評価の方法及び審議会等合議制機関の構成について

特区計画が認定された後「地方自治法の規定による附属機関」として、本町が設置する長野原町国際教育特区学校審議会（以下「審議会」という。）により、毎年1回（年度終了後）学校評価を行うものとする。具体的には、学校経営の公共性・継続性・安定性の観点から、学校教育法、小学校設置基準、学習指導要領等に照らして学校経営面及び教育内容面等について適切に評価できるよう、必要な評価項目を本町が設定し、評価を行うものとする。また、学校評価の一環として、中小企業診断士等による経営診断を計画しており、診断結果について審議会が評価する。それに基づき、本町教育委員会により必要な指導・助言を行うものとする。

審議会では、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、長野原町の事務局体制やその他の指導監督全般について審議する。

なお、実施した評価の内容は、本町ホームページなどにより広く公表する。

また、審議会は「学校の設置認可に関すること」、「学校評価に関すること」、「学校経営が悪化した際の調査審議に関すること」等の事項を所掌し、審議及び答申又は意見具申等を行うものとする。委員構成は「学校の関係者」、「学識経験のある者」、「企業経営に関し知識経験のある者」、「企業経営者」等の関係者を予定している。

（4）セーフティネットの整備に向けた取組

学校の経営に著しい支障を生じた場合又は生ずる恐れのある場合に講ずるべきセーフティネットについては、在学者の適切な修学を維持することができるよう認定地方公共団体として本町が次のとおり構築する。

① 学校経営の指導について

学校経営に著しい支障を生ずるおそれがあると予見された場合には、本町職員及び中小企業診断士により、現在の経営状況等のヒアリングを行い、審議会に諮るも

のとする。その結果、経営改善に向けた助言を行い、状況によっては、変更命令など学校経営の正常化に向けた指導等を行う。

② 児童の受け入れ態勢について

万が一経営破綻し、又は経営状況の著しい悪化により正常な学校経営が維持できなくなった場合は、本町及び本町教育委員会の連携により次のような措置を講じる。

- a. 一元的に情報収集を行うとともに審議会による実態調査を行い、保護者等の関係者、国・県等の関係機関等へ適切な情報提供を行う。
- b. 在籍児童や保護者の相談窓口を設置する。
- c. 本町在住の在籍児童については、児童の居住する学区の小学校で受け入れるよう調整を行う。
- d. 本町外在住の在籍児童については、児童の居住する自治体の教育委員会との協議・調整を行う。
- e. 本設置校について、経営再建の見通しがないと最終的に判断した場合には、閉鎖命令の措置を講ずる。

(5) 情報公開について

学校設置会社としては、学校の教育の質等を担保するとともに、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者等から請求があった場合には、業務状況書類（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）の閲覧が業務時間内は何時でもできるよう対応する。

(6) 株式会社に学校の設置を認めるにあたって、当該株式会社に求められる一定の要件について

本町では、「学校設置認可基準」を制定する。主な要件として、「学校経営のための資産等を有すること（資産要件）」、「学校経営を担当する役員に学校経営の知識及び経験があること」、「学校経営を担当する役員に社会的信望があること」等を定める予定であり、株式会社に学校の設置を認可するにあたっては、その適合の確認について、審議会を設置して審議するものとする。

① 資産要件について

校地及び校舎については、賃貸借契約予定しており、既存廃校舎が有効活用される計画である。また、運用財産は、開設年度の年間経常経費の半年分に相当する運用資金を有することを想定しており、当該株式会社は、本要件を満たす見込みであると判断しているものである。

② 役員に求める「学校経営に必要な知識」及び「社会的信望」について

当該株式会社の役員については、公立学校及び私立学校の教諭として、現場での教育実践に携わった経験を持つことに加え、文部科学省海外派遣教員の経験を有す

者や、幼児期から小学生の時期における英語バイリンガル教育について、専門的な知識を有する者もいる。

また、当該株式会社は、予てより幼児期における基礎的な英語力や会話力の修得を目標とする学校経営を実践しており、英語教育は高い評価を得ている。

ここでの教育の目標は、世界で通用する英語力を修得し、英語で思考し表現を身に付けることとしているが、日本の文化や生活習慣を大切にしながら、日本語で学習する科目、英語で学習する科目に分かれ、常に日本語、英語の両方を学ぶ学習環境を整えており、子どもたちが将来中学に進学した時でも日本独自の教え方にも対応できるものとなっている。

以上の理由により、教育施設としての自覚と責任に基づく運営がされていると認められると共に、役員の学校経営に必要な知識及び経験があり、社会的信望も高いものと判断したものである。

(7) 恒常的な指導監督体制の確保について

学校管理上及び教育指導上の知見を有する職員の配置については、本町教育委員会に指導主事を配置予定である。群馬県教育委員会の協力を仰ぎ指導主事として本町に配置する職員の選定を行う（すでに群馬県教育委員会と相談を始めており、認定の見通しが立ち次第、令和8年度の配置に向けて協議開始予定）。管内の既存校を含め当該当校に随時巡回し教育課程が適切に行われているか把握し、適切でない場合は指導する。教員の勤務状況や児童の不登校、いじめ問題に対して校長・教頭を通して解決にあたる。

(8) 教育環境の改善について

当該株式会社は、当該学校に在学する児童及び保護者のニーズに基づき、変化する社会状況を考慮しながら、教育環境の改善に努める。

年間総時数表

各教科等の授業時数 学校教育法施行規則別表第1(第51条関係)

区分	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		
	授業時数	標準時数											
各教科の 授業時数	英語	180		180		180		180		180		180	
	国語	276	306	284	315	221	245	221	245	158	175	158	175
	社会	-		-		63	70	81	90	90	100	95	105
	算数	136	136	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
	理科	-		-		90	90	105	105	105	105	105	105
	生活	92	102	95	105	-		-		-		-	
	音楽	68	68	72	70	54	60	54	60	50	50	50	50
	図画工作	68	68	72	70	54	60	54	60	50	50	50	50
	家庭									54	60	50	55
	体育	102	102	105	105	105	105	105	105	90	90	90	90
	ふるさと	68		70		70		70		70		70	
生き方	68		70		70		70		70		70		
特別の教科である 道徳の授業時数		34		35		35		35		35		35	
特別活動の授業時数		34		35		35		35		35		35	
総合的な学習の時間						70		70		70		70	
外国語活動						35		35					

外国語										70		70
総授業時数	1058	850	1123	910	1082	980	1115	1015	1092	1015	1093	1015

<新設教科>

・英語科

英語の技能を集中的に伸ばす時間です。英語科の設置により、将来世界で活躍するグローバル人材の育成を目指します。また、多様なバックグラウンドをもつ教師から直接生きた英語を学ぶ機会を通じて、多様な文化や考え方に触れ、語学のみならずグローバルマインドセットの育成も目指します。

・ふるさと科

地域社会と密接に連携し、地元の魅力を味わう時間です。また、地元のみならず日本の多様な地域にも足を興味を伸ばし日本各地の自然や文化、産業などの豊かな資源を活用し、探究的な学習を通じて子どもたちが地域の魅力を再発見し、自ら発信する力を身につけることを目指します。

時に、地元企業や行政機関と協力して、現実的な課題解決に取り組むプロジェクト型の教育を展開します。例えば、子どもたちは長野原町の魅力を映像で伝えるPR動画を英語で制作するなど、実践的な活動を通じて、地域の活性化に貢献します。また、このような実践を通じて、地域への愛着や社会的責任感を育みます。

・生き方科

自分自身を理解し、自分の適性や興味を深く探求できる時間です。生き方科の時間では、各自が他者と比較されることなく、自分のペースで成長し、自分の強みや弱みを認識する手助けをします。

生き方科は、子どもたちが自分の特性や才能に応じて、没頭できる活動を行う時間です。これにより、個々の才能や興味を伸ばし、自己理解を深めます。また、子どもたちは、生き方科を通じて自己の内面と向き合い、自分が何を大切にしているか、どのように成長したかを考える機会を得ます。この過程は、長期的に自己実現や将来のキャリア選択にも寄与します。

従来の教育では測りきれない特異な才能や興味を持つ子どもたちが、自分のペースで探求し、多様な能力を発揮することができる時間となります。これは、彼らが将来社会においても活躍できる力を育む一助となります。